

Ⅲ ガス工事

ガス工事は、当社（導管部門）の定める託送供給約款、最終保障供給約款及び別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）が以下のように取り扱います。

12-1. ガス工事の申し込み

- (1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む場合は、当社（導管部門）が別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）にガス工事の申し込みをしていただきます（13(1)ただし書により当社（導管部門）が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、お客さまのため、(1)のガス工事を当社（導管部門）に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。
- (4) ガスメーターの決定、設置
 - ① 当社（導管部門）は、(1)の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。
 - ② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。
 - イ オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
 - ロ 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとしします。）
 - ③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと当社（導管部門）との協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。
 - ④ 当社（導管部門）は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。なお、当社（導管部門）が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。
 - ⑤ 当社（導管部門）は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、か

つ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。

12-2. ガス工事の承諾義務

- (1) 当社（導管部門）は、12-1(1)のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社（導管部門）は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社（導管部門）の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合
- (3) 当社（導管部門）は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なくお客さまにお知らせいたします。

13. ガス工事の実施

—ガス工事の施工者等—

- (1) ガス工事は、当社（導管部門）が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
 - ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で決めていただくこととし、当社（導管部門）はこれ

に関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要になったとき又はお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社（導管部門）はこれに関与いたしません。

－気密試験等－

- (4) 当社（導管部門）が施工した内管及びガス栓を、当社（導管部門）がお客さまに引き渡すにあたっては、当社（導管部門）はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社（導管部門）が必要と認めた場合には、当社（導管部門）が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は（5）の気密試験に合格しない場合、当社（導管部門）は、補修が完了するまで当該施設へのガスの供給をお断りすることがあります。

－供給施設等の設置承諾－

- (7) 当社（導管部門）は、3(10)の境界線内において、お客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用いたします。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地及び建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じて当社（導管部門）は責任を負いません。
- (8) 当社（導管部門）が、お客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまに私道所有者等からの承諾を得ていただきます。
- (9) 当社（導管部門）は、当社（導管部門）又は承諾工事人が供給施設を設置した場合、門口等3(10)の境界線内に当社（導管部門）所定の標識を掲げさせていただきます。

14-1. 内管工事に伴う費用の負担

－供給施設の所有区分と工事費－

- (1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社（導管部門）が留保するものとし、お客さまは当社（導管部門）の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、当社（導管部門）はその旨の表示を付すことがあります（(4) (6) (8)において同じ）。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、当社（導管部門）が、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価（ただし、②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算

出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

- ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社（導管部門）の支社・事業所等に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

- ② 次の各号に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社（導管部門）が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社（導管部門）が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する工事

- (4) お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (7) (6) に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加

えたものといいたします。

(8) お客様の申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。

(9) (8) に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといいたします。

(10) ガスメーターは当社（導管部門）所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといいたします。）は、お客様に負担していただきます。

ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社（導管部門）の都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。

(11) 供給管は当社（導管部門）の所有とし、これに要する工事費は、当社（導管部門）が負担いたします。

ただし、お客様の依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといいたします。）は、お客様に負担していただきます。

－工事材料の提供と工事費算定－

(12) 当社（導管部門）は、お客様が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 当社（導管部門）は、お客様が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客様が工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。）をお客様に負担していただきます。

② 当社（導管部門）は、当社（導管部門）が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社（導管部門）が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客様が提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。）をお客様に負担していただきます。

③ ②のお客様が提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限りま
す。これを用いる場合には、あらかじめ当社（導管部門）と別途製作品の仕様、工事
材料の設計仕様、工事の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社（導管部門）の定める材料・設計・施工基準に適合するものであること

- ロ 当社（導管部門）が指定する講習を修了した者により、当社（導管部門）が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

－修繕費の負担－

- (13) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといえます。）はお客さまに負担していただき、当社（導管部門）所有の供給施設の修繕費は当社（導管部門）が負担することを原則といたします。

14-2. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

－工事負担金－

- (1) 本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）は当社（導管部門）の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただきます。なお、当社（導管部門）が設置した本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）は、他のお客さまがガスの供給を受けるためにも使用いたします。
- ① ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合においてお客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといえます。）が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額
- ② ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のものの材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといえます。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものといえます。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額
- ③ ガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額

－複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定－

- (2) 複数のお客さまからガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社（導管部門）が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、その複数のお客さまと当社（導管部門）

が協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

- (3) (2)の場合、当社（導管部門）が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものいたします。）が、その複数のお客さまについての別表第2の当社（導管部門）の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただくものとし、公平の原則に基づき、それぞれのお客さま別に割り振り、算定いたします。
- (4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされた全てのお客さまの申し込みについて、当社（導管部門）が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数のお客さまから共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。
- (6) (5)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものいたします。）が、その複数のお客さまについての別表第2の当社（導管部門）の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただきます。この工事負担金は、それぞれのお客さまごとの算定を行いません（(8)、(9)において同じ。）。
- (7) 建築事業者等から、複数のガスの使用予定者のためにガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5)の申し込みがあったものとして取り扱います。
- (8) (7)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものいたします。）が、使用予定者についての別表第2の当社（導管部門）の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。

一宅地分譲地の場合の工事負担金算定一

- (9) 当社（導管部門）は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。
 - ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。
 - ② 申し込みによるガスの使用予定者への供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事費が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の当社（導管部門）の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセ

ントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができません。

- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。

15. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社（導管部門）は、14-1の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社（導管部門）は、14-2の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社（導管部門）は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく14-1及び14-2の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。
- ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）
- ② その他、当社が特に必要と認めた工事
- (4) 当社（導管部門）は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。
- (5) 当社（導管部門）は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、お客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に一括して、又は2回以上に分割して申し受けることができます。この場合、支払期間及び支払方法に応じて金利相当額をいただくことがあります。
- (6) 当社（導管部門）は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。
- (7) 当社（導管部門）は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。

- ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
- ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
- ③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものといたします。）又は労務費に著しい変動があったとき
- ④ その他工事費（消費税等相当額を含むものといたします。）に著しい差異が生じたとき